



JASDAQ

2009年3月13日

各 位

株 式 会 社 ア ル ト ナ ー  
代 表 取 締 役 社 長 関 口 相 三  
( J A S D A Q ・ コ ー ド 2 1 6 3 )  
問 合 せ 先  
取 締 役 管 理 本 部 長 張 替 朋 則  
電 話 番 号 0 6 ( 6 4 4 5 ) 7 5 5 1

## 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、2009年3月13日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を2009年4月24日開催予定の第47期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

### 1. 定款変更の目的

「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」(平成16年法律第88号、以下「決済合理化法」とします。)が、平成21年1月5日に施行され、上場会社の株式は株式振替制度に一斉移行(いわゆる株券の電子化)されました。

これに伴い、当社の定款上不要となりました株券、実質株主、実質株主名簿に関する規定の削除などの所要の変更を行うものであり、また、株券喪失登録簿については、決済合理化法施行日の翌日から起算して1年を経過する日までこれを作成して備え置かなければならないことから、附則に所要の規定を設けるものであります。

なお、現行定款第7条(株券の発行)につきましては、決済合理化法附則第6条第1項に基づき、平成21年1月5日の同法律施行日を効力発生日として定款の定めを廃止する定款変更の決議をしたものとみなされております。

### 2. 変更の内容

別紙のとおりであります。

### 3. 日程

定款変更のための定時株主総会開催日	2009年4月24日(予定)
定款の効力発生日	2009年4月24日(予定)

現行定款	変更案
<p>(株券の発行)</p> <p><u>第7条</u> 当会社の株式については、株券を発行する。</p> <p>(单元株式数および单元未満株券の不発行)</p> <p><u>第8条</u> 当会社の单元株式数は、100株とする。 2 <u>当会社は、单元株式数に満たない株式(以下「单元未満株式」という。)に係る株券を発行しない。ただし、株式取扱規程に定めるところについてはこの限りでない。</u></p> <p>(单元未満株主の権利)</p> <p><u>第9条</u> 当会社の株主(実質株主を含む。以下同じ。)は、その有する单元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。 1. ~3. (条文省略) 4. <u>第10条に定める請求をする権利</u></p> <p>(单元未満株式の売渡請求)</p> <p><u>第10条</u> 当会社の单元未満株式を有する株主(実質株主を含む。以下同じ。)は、株式取扱規程に定めるところにより、その单元未満株式と併せて单元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。</p> <p>(基準日)</p> <p><u>第11条</u> 当会社は、毎年1月31日の最終の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ)に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。 2 (条文省略)</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p><u>第12条</u> (条文省略) 2 (条文省略) 3 当会社の株主名簿、<u>株券喪失登録簿</u>および新株予約権原簿の作成ならびに備置き、その他株式に関する事務は、これを株主名簿管理人に取扱わせ、当社においては取扱わない。</p>	<p>(削除)</p> <p>(单元株式数)</p> <p><u>第7条</u> 当会社の单元株式数は、100株とする。 (削除)</p> <p>(单元未満株主の権利)</p> <p><u>第8条</u> 当会社の株主は、その有する单元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。 1. ~3. (現行通り) 4. <u>次条に定める請求をする権利</u></p> <p>(单元未満株式の売渡請求)</p> <p><u>第9条</u> 当会社の单元未満株式を有する株主は、株式取扱規程に定めるところにより、その单元未満株式と併せて单元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。</p> <p>(基準日)</p> <p><u>第10条</u> 当会社は、毎年1月31日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。 2 (現行通り)</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p><u>第11条</u> (現行通り) 2 (現行通り) 3 当会社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置き、<u>その他の株主名簿</u>および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に取扱わせ、当社においては取扱わない。</p>

<p>(株式取扱規程)</p> <p>第13条 当社の株券の種類ならびに株式の名義書換、株券喪失登録簿および新株予約権原簿への記載または記録、単元未満株式の買取り・買増し、その他株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</p> <p>第14条～第51条 (条文省略)</p> <p>(新設)</p>	<p>(株式取扱規程)</p> <p>第12条 当社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</p> <p>第13条～第50条 (現行通り)</p> <p>附則</p> <p>第1条 当社の株券喪失登録簿の作成および備置きその他株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に取扱わせ、当社においては取扱わない。</p> <p>第2条 前条および本条は、平成22年1月5日まで有効とし、平成22年1月6日をもって前条および本条を削除するものとする。</p>
---	---

以上